

令和7年 第4回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和7年4月16日(水)			
招集の場所	時津町役場 本庁舎5階第3会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和7年4月16日(水) 午後1時30分		
	閉 議	令和7年4月16日(水) 午後2時6分		
出欠委員の氏名 出席 4名 欠席 1名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	峯 隆三		○
	委 員	渡海 富美	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	岡 由紀子	社会教育課長	大工園徳隆
	教育総務課長	廣瀬 淳哉	教育総務課主事	北原 泰道
	学校教育相談員	川久保真由美		
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（令和7年第3回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第5号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和7年第4回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（令和7年第3回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（令和7年第3回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和7年第3回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、会議録の承認について（令和7年第3回）を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和7年3月26日から令和7年4月15日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

○ 宮原教育委員

現在設置されている学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の構成委員の名簿をいただけないでしょうか。

○ 相川教育長

次の教育委員会に学校運営協議会委員名簿を配布するようにします。

今年度4月から時津小学校に、来年度は時津東小学校に設置を予定しています。

○ 宮原教育委員

ありがとうございます。

長与町では、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置しているところがありますか。

○ 相川教育長

残念ながらまだないようです。

他にご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第5号 教育上特別の配慮を要する児童生徒 の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第5号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての件の報告を受けたいと思います。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

○ 相川教育長

続きまして、報告第16号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）の件を議題とします。

お諮りします。本案は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、議案第16号は秘密会で議事進行することに決しました。議案16号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第17号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）の件を議題とします。

お諮りします。本案は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、議案第17号は秘密会で議事進行することに決しました。議案17号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第18号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）の件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、議案第18号は秘密会で議事進行することに決しました。議案第18号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第19号、専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）の件を議題とします。

議案第19号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬教育総務課長

それでは、議案第19号、専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）ご説明いたします。

本議案の、町立小中学校における省令主任等の発令につきましては、令和7年3月31日の任期満了に伴い、令和7年4月1日で新たに発令する必要が生じましたが、教育委員会を招集する暇がありませんでしたので、同日付けで専決処分をさせていただいております。

本議案は同専決処分について、教育委員会の承認を得るため提出するものでございます。発令者一覧につきましては、専決処分書の次ページにございますのでご覧ください。

なお、省令主任等は各学校から教務主任以下研究主任まで報告があったものについて発令しております。

以上で議案第19号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 宮原育委員

教務主任と保健主事の仕事を教えてください。

○ 相川教育長

教務主任は、学校の教務についての計画案を作成されます。保健主事は、子どもたち及び教職員の健康等について、観察・管理し指導・対処をおこないます。

○ 天田教育委員

司書教諭と生活指導主任が兼任となっている学校もあるようですが、大丈夫ですか。

○ 相川教育長

司書教諭の経験もあり生活指導においても大丈夫ということで、校長先生が認められたものと思います。

○ 宮原教育委員

省令主任等の発令案は、各小中学校の校長先生が決められるのですか。

○ 相川教育長

はい。各小中学校ごとに学校長が決めて教育委員会へ提出されますので、承認及び決裁を教育委員会でおこないます。

他にご質疑等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第19号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第19号、専決処分の承認を求めることについて(省令主任等の発令について)の件は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これを持ちまして、令和7年第4回時津町教育委員会会議を閉会します。